

山形県GAP認証取得支援事業費補助金の概要

農業技術環境課

1 目的

国際水準GAPの実施及び認証取得の推進は、国産農産物の2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への供給のみならず、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農業競争力の強化を図る観点から、極めて重要である。

そこで、GAP認証の取得拡大に向け、地域のモデルとなる農業者等を対象に認証取得に必要な環境整備や審査費用等を支援する。

2 支援対象となるGAP認証

GLOBALG.A.P.、ASIAGAP及びJGAPとする。

3 事業実施主体

次の(1)から(6)に掲げる者に該当し、事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること(ただし、農業の専門学科を有する教育機関を除く。)

- (1) 農業者
- (2) 農事組合法人
- (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人
- (4) 農業協同組合
- (5) その他農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。)
- (6) 農業の専門学科を有する教育機関(授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている機関又は位置付けることとしている機関に限る。)

4 事業の内容

地域のモデルとなる農業者等が、新規にGAP認証を取得するのに当たって必要な、次に掲げる取組に要する費用を助成する。

- (1) 認証審査
GAP認証の取得に必要な審査の受審の取組。
- (2) 認証取得に係る環境整備
 - ア 残留農薬等の分析
 - イ ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステムの導入。ただし、システム利用料に限る。
 - ウ 設備改修資材の導入の取組。ただし、農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。また、取得単価が50万円未満のものに限るものとする。
- (3) 研修指導の受講
GAP認証の取得に必要な研修指導の受講の取組。ただし、支援対象者が研修指導を受講するのに要する旅費は支援の対象外とする。

5 交付率及び上限額

事業費の定額。ただし、以下の上限の範囲内とする。

(1) 個別に認証を取得する場合

ア 認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	295 千円
ASIAGAP	150 千円
JGAP	130 千円

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むものとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審1日に要する旅費に限り、原則として実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導1日に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

(2) 団体に認証を取得する場合

ア 支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	295 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
ASIAGAP	150 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
JGAP	130 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用（登録費用、認証発行手数料等）を含むことができることとする。

(注3) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審に要する旅費について、原則として実費の1/2の範囲内で支援することとする。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導（団体の構成員数の平方根 + 2）日分に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

6 その他

事業の実施及び書類の提出に当たっては、所轄の総合支庁産業経済部農業技術普及課の指導を受けるものとする。